

芦屋町障害者計画【R1】評価・【R2】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野1:安心な暮らしの実現

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は該当施策はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R1計画	R1取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R2計画
(1) 生活環境の整備	外出・移動支援	◆体育施設やレジャープール、タウンバス等の利用料について、引き続き障がい者割引を行います。	生涯学習係	・総合運動公園使用料について障がい者割引を実施する(継続)。 ・福祉課が発行している「福祉のしおり」や町のホームページに総合運動公園割引制度について掲載する。	・総合運動公園使用料について障がい者割引を実施した。(申請件数0件) ・総合体育館の割引について、福祉のしおりに掲載した。 ・総合運動公園使用料割引制度を広報及び町のホームページに掲載していない。(町長の手紙にて問い合わせがあり、質問者には回答した。)	△	・総合運動公園使用料割引制度を広く周知するために、広報や町のホームページにて周知を行う必要がある。	・総合運動公園使用料割引制度の周知を行うため、町のホームページ、福祉課が発行している「福祉のしおり」、広報あしや(町の広報誌)に情報を掲載する。
			産業観光係	・引き続きレジャープールでの割引(入場料半額)を実施するとともに、町のホームページで周知する。(継続)	・障がい者及び付添い1名について、レジャープールの入場料を半額とした。 ・アクアアジア単独のホームページ及び町ホームページで障がい者割引について周知した。	◎	・申請実績が少ないため、広く周知を行っていくことが必要。	・引き続きレジャープールでの割引(入場料半額)を実施するとともに、町のホームページ及び福祉のしおりで周知する。
			地域振興・交通係	・芦屋タウンバスについて、障がい者割引を実施する。(継続) ・芦屋町巡回バス(無料)について、障がい者及び介添者を利用対象者とする。(継続)	・芦屋タウンバスについて、障がい者割引を実施した。 ・芦屋町巡回バス(無料)について、障がい者及び介添者を利用対象者とした。	◎	・障がい者割引を継続していく。	・芦屋タウンバスについて、障がい者割引を実施する。(継続) ・芦屋町巡回バス(無料)について、障がい者及びその介添者を利用対象者とする。(継続)
			地域振興・交通係	◆「芦屋町地域公共交通網形成計画」に基づき巡回バスの運行やルートの見直し等を行い、障がい者等の外出や移動を支援します。	・新路線の周知。 広報あしや 10月 2月 ホームページ 10月 巡回バス車内、各施設(町民会館・公民館・総合体育館)等にチラシ設置	・R2.4.1からの新路線について周知した。 広報あしや 2月 ホームページ 2月 巡回バス車内、各施設(町民会館・公民館・総合体育館)等にチラシ設置	○	巡回バス路線改定による、利用者のニーズを再度把握し、より最適な運行を実施していくため、継続して検討する必要がある。
	住宅バリアフリー化の推進	◆町営住宅においては「芦屋町町営住宅長寿命化計画(後期)」に基づく改善や整備を行います。 ◆一般住宅においては、障がい者の状況に応じた住環境の整備として地域生活支援事業等により住宅改修を支援します。障がい者等の外出や移動を支援します。	環境住宅係 障がい生活支援係	・緑ヶ丘団地7-3棟のエレベーター設置工事を行う。 ・緑ヶ丘団地の7-7棟へエレベーターを設置するための実施設計を行う。 ・引き続きサービスガイドや障がい者福祉のしおりで周知を図る。 ・相談支援専門員に対して周知を図る。	・緑ヶ丘団地7-3棟のエレベーター設置工事は、入札が不調となり、翌年度へ繰越となった。 ・緑ヶ丘団地7-7棟にエレベーターを設置するための実施設計が終了した。 ・サービスガイドや障がい者福祉のしおりに掲載し周知を図った。 ・相談支援員に対し地域生活支援事業等制度について案内した。	○	・エレベーターは、立地の関係上、(階段室型であるため)設置することができない棟がある。(1、2、11、12棟) ・障がい者へ必要な支援が行き届くよう周知を継続して行く必要がある。	・緑ヶ丘団地7-3棟のエレベーター設置工事を行う。(繰越事業) ・緑ヶ丘団地7-7棟のエレベーター設置工事を行う。 ・緑ヶ丘団地7-6棟へエレベーターを設置するための実施設計を行う。 ・サービスガイド、福祉のしおり等により周知を継続する。 ・地域生活支援事業等、相談に応じ必要な支援を相談支援員へ案内する。
道路・公共施設の推進	道路・公共施設の推進	◆障がい者等が利用しやすいよう「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、計画的に公共施設のバリアフリー化を進めます。	都市建設所管係	・R1年度の公共施設改修等の計画なし	-	-	-	下記の予定工事設計にバリアフリー化を検討する。 ・緑ヶ丘団地7棟エレベーター設置工事(その2) ・芦屋小学校プール改修工事 ・庁舎事務室改修工事 ・国民宿舎外構補修工事
		◆計画的に道路のバリアフリー化を進めるとともに、県道等の整備についても県へ働きかけを行います。	都市土木係	・国道495号(役場前)路線の歩道拡幅、自歩分離及び歩道の点字ブロック設置工事を実施する。 ・引き続き県事業との調整を図る。	・国道495号(役場前)路線の歩道拡幅、自歩分離及び歩道の点字ブロック設置工事を開始した。 (R3年度に工事完了予定)	○	・事業が滞らぬ様、引き続き県事業との調整を図る。	・国道495号(役場前)路線の歩道拡幅、自歩分離及び歩道の点字ブロック設置工事(R2計画分)を実施する。

芦屋町障害者計画【R1】評価・【R2】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野1:安心な暮らしの実現

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は該当施策はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R1計画	R1取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R2計画
(1) 生活環境の整備	緊急時の支援体制の充実	◆自主防災組織への活動支援を行うとともに、新たな組織設置へ向けた働きかけを行います。	総務課係	<ul style="list-style-type: none"> ・防災意識の向上を目指し、広報あしやへ防災啓発記事(6/1、9/1号)を掲載する。また、新たな自主防災組織設立へ向けた働きかけを継続実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報あしやで防災啓発記事(警戒レベル、マイタイムラインの作成)を掲載、防災意識の向上に向け周知した(6/1号、9/1号) ・出前講座を1自治区を含む3箇所(三軒屋、介護事業者勉強会、芦屋ハンズ・オン・キッズ)で実施し、災害時取るべき対応などを既存組織に働きかけた。しかし、新たな自主防災組織設立に向けた働きかけには、至らなかった。 	△	<ul style="list-style-type: none"> ・4自治区(浜口、第一緑ヶ丘、金屋、中小路)で自主防災組織が結成に至っていない理由が把握できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の自主防災組織への活動支援のあり方を避難訓練などを通じて、実態把握を行うとともに先進自治体の取組の調査研究をすすめる。
		◆各種ハザードマップの住民への周知を行います。	総務課係	<ul style="list-style-type: none"> ・広報あしやへ防災特集を掲載し、意識啓発と周知を図る。(6/1、9/1号) ・具体的な防災訓練を通して、各種ハザードマップの有用性について周知・啓発を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災意識の向上のため、広報あしやで防災啓発記事を掲載した(6/1号、9/1号) ・7月(参加者321名)、11月(参加者895名)に町全域を対象とした避難訓練を実施し、ハザードマップの有効性、活用方法を周知、啓発した。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次地域福祉計画策定時の住民アンケート(H30)では、若年者ほどハザードマップを確認していない割合が多く、(20代の84.4%が確認していないと回答)50代未満への層の働きかけ、周知が課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月に総務課に配置された危機管理官を中心に、ハザードマップを出前講座等の際に、活用し、周知に努める。 ・6月、11月頃の年2回の避難訓練を実施する中で、商工業者や児童、生徒の参加もあるため、ハザードマップの活用を啓発していく。 ・マイタイムラインについてハザードマップの活用と併せて周知する。
		◆早期の避難行動ができるよう、情報伝達等の向上を目指します。	総務課係	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報を屋内で聴取可能とする、戸別受信機の全戸配布に向けて、令和元年6月議会にて補正予算計上し、実施設計委託を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報を屋内でも聴取、視認できる戸別受信機の令和3年度末までの全戸配布に向けて、実施設計委託を行った。 ・Yahoo!と災害協定を締結し、防災速報アプリを活用した避難情報の配信、避難場所マップの公開等が可能となった。 ・九州朝日放送とパートナーシップ協定を締結し、テレビ放送を通じての災害時の迅速な情報周知等が可能となった。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・災害弱者へわかりやすく伝えていく方法を検討していくことが課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報を屋内でも聴取、視認できる戸別受信機の令和3年度末への各戸配布に向け、所要の事務手続きを進めていくとともに、導入に向け住民に周知する。 ・戸別受信機の導入にあたっては、視覚、聴覚に障がいがある人にも適切に情報が伝わるよう、導入事業者と調整を進めていく。
		◆避難行動要支援者名簿の更新と個別計画の作成支援等により、障がい者等の支援体制の充実を図ります。	高齢者福祉課係	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿を更新するとともに、名簿の取扱い、活用に関する個人情報保護研修会を実施する。 ・広報あしや6/1号で避難行動要支援者名簿および個別計画の策定に向けた周知を行う。 ・個別計画の策定において、要請に応じて要支援者マップづくりの支援などを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿を更新し、併せて各自治区の新規情報取扱者を対象に個人情報情報の取り扱い、名簿の活用に関し研修会を実施した。 名簿登録同意者 798名 全対象者 1,849名 研修会参加者 37名 ・区長会、民生委員児童委員協議会で避難行動要支援者名簿の活用、日常からの地域での関係性、支えあいの必要性を啓発し、個別計画策定を促した。また、広報あしや6/1号にも上記内容を掲載した。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・個別計画が全自治区で作成されるよう支援していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿を更新するとともに、名簿の取扱い、活用に関する個人情報保護研修会を実施する。 ・広報あしや6/1号で避難行動要支援者名簿および個別計画の策定に向けた周知を行う。 ・個別計画の策定において、自治防災組織等の要請に応じて、要支援者マップづくりの支援などを行う。
		◆災害発生時等の要支援者への支援を充実させるため、町内の障がい福祉サービス事業所との連携を進めていきます。	障がい福祉課係・生活	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の障がい福祉サービス事業所との連携を継続していく。 ・災害時を想定した訓練及び行動マニュアルを作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の障がい福祉サービス事業所を含め町全域を対象とした避難訓練を7月と11月に実施した。 ・障がい者に特化した災害時の行動マニュアルの作成に取り組んだ。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時等に協定に基づき、避難対応が行えるようにしていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の障がい福祉サービス事業所との連携を継続していく。 ・災害時の行動マニュアルに基づいた図上訓練を実施する。

芦屋町障害者計画【R1】評価・【R2】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野2:情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

◎:計画を達成した

○:概ね計画を達成した

△:計画どおりに実施できなかった

ー:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R1計画	R1取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R2計画
(1) 障がい者に配慮した情報提供等の充実	情報提供の充実	◆視覚障がい者が行政情報を円滑に得られるよう、広報紙の内容を音声によって提供します。	企画情報課係	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度内にホームページシステムの更新を完了し、ウェブアクセシビリティ(jis規格に準拠)**に対応する。 **ウェブアクセシビリティjis規格が定めた基準 <ul style="list-style-type: none"> ・コントラスト ・文字の色 ・見出し ・理解可能なコンテンツ作成 ・リンク等 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報あしやの内容を音声で録音し、希望者2名に音声データを提供した。 ・広報あしや(1/10号,3/15号)で、広報あしやの音声データを提供していることについて、周知した。 ・ホームページシステムを更新し、3/5に最新のウェブアクセシビリティに対応したホームページにリニューアルした。これにより、フォントや色などが視覚障がい者にも見やすくなった。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・広報あしやの音声データを提供していることについて、ホームページ等で周知する。 ・ウェブアクセシビリティに対応した記事が今後も作られるよう、担当職員への定期的な研修が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者等に向けて広報あしやを音声で提供する。 ・広報あしやの音声データを提供していることについて、広報紙とホームページで周知する。 ・ウェブアクセシビリティに対応したホームページを作成するために、役場全職員対象の研修を実施する。
		◆障がい者等の情報取得を支援する機器の貸出を行うとともに、コミュニケーションを手助けする助聴器等を行政窓口等へ設置します。	障がい者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者等の情報取得を支援する機器があることを、窓口等で周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談や手続き等必要に応じて、福祉課に設置している助聴器及びコミュニケーションボードを活用し対応した。 ・点字テプラ貸し出し 2件 ・点字プリンター ・点字テプラ ・拡大読書器 ・ポータブルレコーダー <p style="text-align: center;">} ボランティア活動センターへ設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拡大読書器:芦屋図書館に設置 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口対応時等、情報支援機器を活用しコミュニケーションが図れるようにしていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・点字テプラ、聴覚障がい者用ポータブルレコーダーの貸出を行う。 ・障がいの状況に合わせ、助聴器やコミュニケーションボードを活用し対応する。
(2) 障がい者の意思疎通支援	意思疎通支援	◆聴覚障がい者等が、日常生活において円滑な意思疎通が行えるよう手話通訳者の派遣を行います。	障がい者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者派遣事業を継続し、日常生活での自立を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者登録 2名 ・手話通訳者派遣延回数 40回 ・手話通訳者派遣延時間 68時間 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な時に迅速に派遣できるよう、手話通訳者と連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者派遣事業を継続し、聴覚障害者の日常生活での自立を支援する。 ・手話通訳者派遣が円滑になされるよう、手話通訳者派遣事業利用登録者の情報を手話通訳者と共有する。
		◆聴覚障がい者等への円滑な手続きの支援を行うため、行政窓口到手話通訳者を設置します。	障がい者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内の手話奉仕員を引き続き設置する(1名)。 ・手話奉仕員養成講座(入門編)の開催(20回)。 期間: 6/26~11/27 場所: 中間市中央公民館 ・広報あしやや町のホームページで手話通訳者の研修会等について周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話奉仕員を庁内に1名配置し、聴覚障がい者の手続き等がスムーズに進むよう支援した。 ・手話奉仕員養成講座入門編計20回を遠賀・中間1市4町合同で開催した。 芦屋町手話奉仕員養成講座修了者2名 ・広報あしやや町のホームページで、手話奉仕員養成について掲載した。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・手話奉仕員が不足しているため、育成をしていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内に手話奉仕員を設置する(1名)。 ・コロナ感染拡大防止のため、令和2年度は、手話奉仕員養成講座は中止となる。

芦屋町障害者計画【R1】評価・【R2】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち
分野3:差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった ー:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R1計画	R1取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R2計画
(1) 障がいに対する理解の推進	障がいについての啓発	◆障がい等によって生じる暮らしづらさへの理解を広めるとともに、障がい者等への差別をなくすため、広報等による啓発を行います。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・12月2日から9日までの障害者週間にあわせ、広報にて、障がい者への理解等を働きかける記事を継続して掲載する。 ・人権まつりでの啓発を継続する。 ・ヘルプカードを提示された人が、提示した障がい者へ援助や配慮が行えるよう、ヘルプカードのポスター掲示、チラシ、ヘルプカードの配布を行い、ヘルプカードについて広く周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報あしや12/1号で「障害者週間」の周知と障がい者への理解を働きかける記事を掲載した。 ・障がい者理解のポスターを掲示し障がい者理解の促進に努めた。 ・人権まつりで、まごころ製品(授産品)と障がいの理解促進冊子を作成し200部配布した。 ・援助や配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプカード」とチラシを民生委員へ配布した。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者への理解を進めていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・12月2日から9日までの障害者週間にあわせ、広報あしやにて、障がい者への理解等を働きかける記事を継続して掲載する。 ・人権まつりでの啓発を継続する。 ・ヘルプカードを提示された人が、提示した障がい者へ援助や配慮が行えるよう、ヘルプカードのポスター掲示、チラシ、ヘルプカードの配布を行い、ヘルプカードについて広く周知を図る。
	事業者による合理的配慮の推進	◆障害者差別解消法の周知を行い、事業者による合理的配慮の提供を促します。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・広報及び町のホームページで「芦屋町障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を掲載し合理的配慮の周知をする。 ・12月の障害者週間に合わせて、商工会報に障がい者への合理的配慮について記事掲載を依頼し、事業者へ周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町のホームページ及び広報あしやで「芦屋町障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を掲載し、さらに、リーフレットを作成し合理的配慮の周知をした。 ・令和元年度は、商工会報に障がい者への合理的配慮について記事の掲載はなかったが、チラシの配布を行った。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会と連携し継続して事業者に対し、合理的配慮について周知をしていくことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報及び町のホームページで「障害者差別解消法」及び「芦屋町障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」の掲載を継続し合理的配慮の周知をする。 ・12月の障害者週間に合わせて、商工会報に障がい者への合理的配慮について記事掲載を依頼し、事業者へ周知する。
	学習機会の提供	◆人権まつりを開催し、障がい者団体等による催しや作品に触れ障がいへの理解を深める機会を提供します。	生涯学習係 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・12月4日～10日の人権週間にあわせ、第21回芦屋町人権まつりを開催する。 ・人権まつりで「高齢者の人権」をテーマとした講演会を行う(テーマは未定)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・12月7日に開催した人権まつりでは、障がい者団体のふれあいイベント出場や町民会館ロビーへの作品掲示を行い、人権まつり来場者に障がい者への理解を深める機会の提供に努めた。 ・講演会は「介護は想像力」(高齢者の人権)をテーマに一龍齋春水氏を講師に招き、講演会を実施した。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・人権まつりを通して、多くの方に障がい者理解を深める機会の提供に努める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・12月4日～10日の人権週間にあわせ、第22回芦屋町人権まつりを開催し、ふれあいイベント等で障がい者団体による催しを実施する。
	障害者差別解消法に基づく町条例の	◆障害者差別解消法に基づく町条例を制定し、差別の解消等を推進します。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・遠賀郡4町で障害者差別解消法及び町条例の内容がわかるガイドラインを作成する。 ・広報及び町のホームページに掲載し周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・芦屋町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例が平成31年4月1日から施行された。 ・遠賀郡4町で障害者差別解消法及び町条例の内容がわかるガイドラインを作成し、町のホームページに掲載し周知した。また、内容について、広報あしやで周知した。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の内容の周知を継続していくことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報あしや及び町のホームページに掲載し継続して周知を図る。 ・人権まつり等に合わせ障害者差別解消の推進に関するチラシの配布をする。

芦屋町障害者計画【R1】評価・【R2】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち
分野3:差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R1計画	R1取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R2計画
(2) 権利擁護の推進	権利擁護の推進	◆障がい者の権利や財産を守るための成年後見制度の周知を行います。	高齢者福祉課	・成年後見制度について、チラシ、ポスター掲示に加え広報あしや町のホームページに掲載し周知する。	・成年後見制度について、窓口でのチラシの配布及びポスターを掲示して周知した。	○	・成年後見制度への周知を継続させ、必要な人が利用できるようにしていく必要がある。	・中核機関による研修や相談などにより、成年後見制度の周知、理解を図る。 ・成年後見制度について、引き続きチラシ、ポスター掲示広報あしや町のホームページに掲載し周知を図る。
		◆成年後見制度利用の相談に応じるとともに、養護者がいない場合等の成年後見制度の利用支援を行います。	高齢者福祉課	・成年後見制度利用促進基本計画の策定(2020年度)に向けて、法で求められている中核機関の設置について近隣市町と協議を行う。	・成年後見制度利用促進基本計画策定へ向け、岡垣町及び遠賀町、令和2年度設置予定の中核機関と協議を行った。	◎	・職員(地域包括支援センター含む)の成年後見制度への知識の涵養を図るとともに、町内のケアマネジャー等、利用が必要となる人の近くにいる専門職への啓発を行う必要がある。	・中核機関と協力しながら、住民に対する成年後見制度の啓発、ケアマネジャー等を対象とした制度勉強会の実施等を行い、制度の利用を必要とする人が、制度を利用できる環境づくりを進めていく。 ・中核機関による「成年後見制度」に関する相談、周知、制度の支援を行う。 ・地域福祉計画推進委員会で審議を図り、成年後見制度利用促進基本計画を策定する。
			高齢者福祉課	・地域包括支援センターの社会福祉士と連携をとり、相談支援機関や関係機関へつなぐ。	・成年後見制度について障がい者の相談はなかった。	○	・必要な障がい者が制度を利用できるよう、中核機関とともに支援を継続していく必要がある。	・成年後見制度についての相談時、地域包括支援センターの社会福祉士と連携をとり、必要時、相談支援機関や関係機関へつなぐことで、必要な制度が利用できるようにする。
(3) 障がい者虐待の防止	障がい者虐待の防止	◆障がい者虐待について広報紙や町のホームページへ掲載し広報・啓発活動により、虐待の防止を図ります。	障がい者福祉課	・障がい者週間に合わせ、障がい者虐待について広報あしやに掲載し、ポスターやチラシ、ホームページ等にて継続して啓発を行う。	・障がい者虐待について、チラシを配架し、ホームページに通報や相談の問い合わせ先を掲載した。	○	・虐待の防止につながるよう、虐待への啓発を継続していく必要がある。	・障がい者週間に合わせ、障がい者虐待について広報あしやに掲載し、ポスターやチラシ、ホームページ等にて継続して啓発を行う。
		◆障がい者虐待を疑われる事案の相談や通報に応じ、関係機関と連携して障がい者虐待の早期対応を図るとともに、養護者のケアを行います。	障がい者福祉課	・虐待に的確に対応できるよう研修会等に参加し職員の資質の向上を図る。	・障がい者虐待の相談実績はなかった。 ・福岡県障がい者虐待防止・権利擁護指導者養成研修会の資料に目を通し知識の蓄積を図った。	○	・障がい者虐待について適確に相談対応できるよう職員の資質向上が必要である。	・虐待に的確に対応できるよう研修会等に参加し職員の資質の向上を図る。

芦屋町障害者計画【R1】評価・【R2】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち
分野4:自立した生活や意思決定支援の推進

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった ー:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R1計画	R1取組結果・実績(具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R2計画
(1) 相談支援体制の充実・強化	相談窓口の充実	◆相談支援事業所による一般相談窓口を設置し、障がい者の相談対応の充実を図ります。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援事業所による一般相談窓口(委託)を継続して設置する。 「みどり園」 「ゆり庵相談支援センター」 相談や障がい福祉 サービスの利用、社会資源の利用等について、窓口で情報提供等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口3か所設置 指定特定相談支援事業所 *みどり園 *ゆり庵相談支援センター、 *まつかぜ荘(新規追加) 相談件数 17件 相談時、窓口で必要に応じ障がい福祉サービス等について案内及び情報提供を行った。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> 一般相談窓口(委託)を引き続き設置し、相談対応を充実させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般相談窓口(委託)を継続して設置する。 「みどり園」 「まつかぜ荘」 ※ゆり庵は業務廃止 相談や障がい福祉 サービスの利用、社会資源の利用等について、窓口で情報提供等を行う。
		◆町ホームページ等で、障がい者等へ困りごとに応じた相談窓口の周知を図ります。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 相談受付時に、相談支援事業所の案内を行う。 相談窓口について、福祉のしおり、町のホームページにより継続して周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口について福祉のしおりに掲載し、手帳交付時や相談者へ周知した。 相談支援事業所について、町のホームページに掲載し周知した。 はまゆう家族会が実施している相談会をチラシや広報あしや(6/15号)に掲載し周知した。 県事業「心の相談室」を町のホームページに掲載し周知した。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> 必要な時に相談できるように、相談窓口について、今後も周知をしていくことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談受付時に、相談支援事業所の案内を行う。 相談窓口について、福祉のしおり、町のホームページにより継続して周知を図る。
	地域での相談活動	◆障害者相談員が障がい者の地域の相談窓口となり、福祉サービスや手続き方法の紹介等を行うほか、関係機関との連携を図ります。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者相談員2名、知的障がい者相談員1名を設置し障がい者の相談に対応する。 相談員の資質の向上をはかるために、相談員研修会への参加を促す。 障がい者手帳新規取得者や交付時に障がい者相談の窓口について説明し周知する。 町のホームページに、身体・知的障害者相談員について掲載し周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者相談員2名、知的障がい者相談員1名を設置し障がい者の相談に対応できるようにした。 相談件数 0件 福岡県身体障がい者相談員研修会参加 9月20日 1名 町のホームページに、身体・知的障がい者相談員を顔写真入りで掲載し、相談員の周知を図った。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> 身体・知的障がい者相談員の資質の向上及び相談窓口の周知を継続して行っていくことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者相談員2名、知的障がい者相談員1名を設置し障がい者の相談に対応する。 相談員の資質の向上をはかるために、相談員研修会への参加を促す。 障がい者手帳新規取得者や交付時に障がい者相談の窓口について説明し周知する。 町のホームページに、身体・知的障害者相談員について掲載し周知する。
		◆民生委員が障がい者の地域の相談窓口となり、福祉サービスや手続き方法の紹介等を行うほか、行政機関へつなぐ等の対応を行います。住民がより気軽に相談できるよう、研修等でスキルアップを図ります。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 地域での相談活動に従事する民生委員と連携を図り必要な福祉サービスや支援等へつなぐ。 障がい者福祉サービス等について把握できるように民生委員へ身体・精神障がい者福祉のしおりを配布する。 民生委員へ各種研修会の案内を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員児童委員協議会定例会で、避難行動要支援者の支援について協力を依頼した。 一斉改選後の新任民生委員に対し、福祉のしおりの配布及び説明を行えなかった(コロナウイルス感染症対策により、定例会中止が続いたため)。 役員会、定例会において、各種研修会の案内を適宜行った。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員が適切な支援を行えるよう、芦屋町の福祉サービスの知識を深めていただくことが必要である。また、前年度行えなかった、福祉サービスについての資料配布及び説明を次年度へ引き継いで行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域での相談活動に従事する民生委員と連携を図り必要な福祉サービスや支援等へつなぐ。 障がい者福祉サービス等について把握できるように民生委員へ身体・精神障がい者福祉のしおりを配布する。(定例会) 民生委員へ必要に応じ各種研修会の案内を行う。

芦屋町障害者計画【R1】評価・【R2】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち
分野4:自立した生活や意思決定支援の推進

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R1計画	R1取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R2計画
(2) 福祉サービスの充実	福祉制度の周知	◆障がい者等がニーズに応じた適切な福祉サービスを受けられるよう、町ホームページやサービスガイド等で制度の周知を行います。	障がい者・生活支援係	・福祉サービス等について町のホームページやサービスガイド等で制度の周知を継続する。 ・福祉制度等について、法や制度の改正に合わせ、町のホームページの内容をを更新していく。	・サービスガイドや町のホームページに福祉サービスについて継続して掲載をした。 ・適宜、法の改正に伴い障害福祉サービスについて町のホームページを見直した。	◎	・障がい者の福祉制度やサービスについて、適時、情報の更新を行い内容を充実させていく必要がある。	・福祉サービス等について町のホームページやサービスガイド等で制度の周知を継続する。 ・福祉制度等について、法や制度の改正に合わせ、町のホームページの内容をを更新していく。
	障害福祉サービスの充実	◆障害者総合支援法に基づき、障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活が営めるよう、個々のニーズに応じて居宅介護や放課後等デイサービス等のサービスを提供します。また、遠賀・中間地域で連携を取りながらサービス等を検討していきます。	障がい者・生活支援係	・自立支援のため、居宅介護や生活介護等の介護給付、共同生活援助、就労支援等の訓練給付を行う。 ・地域生活支援拠点の整備や精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築へ向けた協議の場の設置など引続き遠賀・中間自立支援協議会で協議を進めていく。	・支援を必要とする障がい者へ、障害者総合支援法及び町の要綱に基づいて支給を決定し福祉サービスを提供した。 ・遠賀・中間地域での地域生活拠点等の面的整備に取り組んだ。 *遠賀中間地域生活支援拠点等事業実施要綱制定(R2.12) *地域生活支援拠点等事業を担う事業所の認定 *地域生活支援拠点利用者の申請受付	◎	・地域生活支援拠点に参加する事業所との調整及び体験の場の提供等、未実施の事業の整備が必要である。	・障がい者の自立支援のため、居宅介護や生活介護等の介護給付、共同生活援助、就労支援等の訓練給付を支援を必要とする障がい者へ町の要綱に基づいて提供する。 ・地域生活支援拠点について、未実施事業(体験の場の提供)等の制度設計について協議を継続する。
		◆放課後等デイサービス「芦屋すてっぷくらぶ」を運営し、障がい児へ日中過ごす場所を提供します。	生活支援・障がい者係	・放課後等デイサービスを運営し、障がい児へ日中過ごす場所を提供する。 ・放課後等デイサービスの運営の改善について検討する。	・町の要綱に基づいて福祉サービスを提供した。 利用実人数 8人 延人数 419人 開所延日数 277日 (R2.3.31時点)	○	・放課後等デイサービスの利用者増へ向け、広報活動が重要となる。	・放課後等デイサービスにより、障がい児へ日中過ごす場所を提供する。 ・町のホームページに利用案内を掲載するとともに、4月の特別支援学級の新入生の保護者に対し、利用案内を送付する。
		◆遠賀郡4町で「障害者支援センターさくら」を運営委託し、障がい者へ日中過ごす場所を提供します。	生活支援・障がい者係	・遠賀4町で、さくらの運営等について検討する。	・遠賀4町でさくらの運営方法(直営・民営化)について検討したが、方針決定には至らなかった。	○	・「障害者支援センターさくら」の運営等を民営化する際の、施設の取扱い、修繕対応等が課題である。	・引き続き障害者支援センターさくらの運営委託を継続しつつ、民営化を含めた運営方法を検討する。
(2) 福祉サービスの充実	町のサービスによる生活支援	◆緊急通報装置貸与事業や福祉タクシー料金助成事業等により、障がい者等の在宅生活を支援します。 【事業名】 ・高齢者等配食サービス事業 ・寝具洗濯乾燥サービス事業 ・緊急通報装置貸与事業 ・救急医療情報キット給付事業 ・自動車改造費助成事業 ・福祉タクシー料金助成事業 ・重度心身障害者介護用品給付サービス事業 ・心身障害者扶養共済制度助成事業	高齢者支援係	・相談者の意向にあった支援ができるよう状況把握を十分行い、必要な支援の支給を決定していく。	・高齢者等配食サービス事業 利用実人数106人 配食数5,933食 ・寝具洗濯乾燥サービス事業 利用数 4人 ・緊急通報システム事業 利用数(延べ) 41人 ・救急医療情報キット給付 配布 年度中配布 44個(累積1,018個)	◎	・支援を必要とする人に、必要な情報が確実に届くよう、情報提供の手法についての工夫が必要である。	・相談者の意向に沿った支援ができるよう、サービス利用状況の把握を行い、ニーズに合ったサービスの提供を行う。 ・民生委員児童委員協議会等で、サービス内容について説明し、住民への周知を依頼する。 ・身体・精神障がい者福祉のしおりで、相談者や手帳交付者へ周知する。
			障がい者・生活支援係		・自動車改造費助成事業 利用数 0人 ・福祉タクシー料金助成事業 利用数 135人 配布数 145冊 利用率 60% ・重度心身障害者介護用品給付サービス事業 利用数 2人 ・心身障害者扶養共済制度助成事業 新規加入 0人			
(3) 援の意思決定支援	相談員による意思決定支援	◆障がい者の人格や個性を尊重し、生活における自己決定・自己選択の支援を行うため、相談員による計画相談等の利用を促進します。	障がい者・生活支援係	・障がい児のセルフプランを計画相談へ移行していく。 ・障がい者の意思決定を支援するため、福祉サービスが受けられるよう計画相談等の利用を進める。	・障がい児計画相談の支給決定者数 H30(サービス利用者数35名中22名:62.8%) R1(サービス利用者数31名中21名:67.7%) ・障がい者の計画相談 100% ・相談支援専門員や事業所等と連携を図り対象者に適したサービスを提供した。	◎	・すべての障がい者(児)に対して、計画相談の利用を促進していくことが必要である。	・障がい児のセルフプランを計画相談へ移行するよう、障がい福祉サービスの更新時に案内する。 ・障がい者(児)に適した福祉サービスが受けられるよう、相談支援専門員や事業所と連携を継続し計画相談等の利用を促進する。

芦屋町障害者計画【R1】評価・【R2】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野4:自立した生活や意思決定支援の推進

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった ー:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R1計画	R1取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R2計画
(4) 障害児に対する支援	相談体制の充実	◆乳幼児健診等により、支援を要する乳幼児の早期発見を図り、療育につなげます。	健康・こども課	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関や保育園・幼稚園・学校など関係機関と連携を図り情報共有し必要な支援へつなげていく。 ・三課(学校教育課、健康・こども課、福祉課)情報共有会議、近隣大学病院との連携会議を開催し相談支援体制の充実を図る。 ・転入時、母子健康手帳交付時、相談時など子育て世代包括支援センターの周知を継続して行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と日頃から連携を深め、適宜情報交換・情報共有を行い、必要な支援を行った。 ・三課情報共有会議を1年に3回、近隣大学病院との連携会議を1年に1回行った。 ・転入時、母子健康手帳交付時など子育て世代包括支援センターの周知を行った。 ・乳児家庭全戸訪問や養育支援訪問、乳幼児健康診査などで、ことばや発達の相談があった場合は、ほほえみ相談(ことばや発達の相談)や乳幼児健康診査の小児科医師に相談して、必要な支援に繋げた。 ・1歳6カ月児健康診査は受診率81.4%、3歳児健康診査は受診率90.5%。受診率目標は共に93%。今年度の受診率低下の要因としては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月乳幼児健康診査を延期しているためである。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との情報交換や連携会議などで相談体制の連携の充実に努める必要がある。 ・乳幼児健康診査や転入時など子育て世代包括支援センターについての情報提供を徹底して、相談しやすい体制を継続する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携して、情報交換・情報共有を行い、早期に必要な支援へ繋げる。 ・母子健康手帳交付や乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問、乳幼児健康診査、転入時などで、子育て世代包括支援センターについての情報提供による周知を図り、相談しやすい体制を継続するとともに、必要な支援へ繋げる。
	臨床心理士によることばの相談	◆臨床心理士によることばの相談により、支援を要する幼児の早期発見を図り、療育につなげます。	健康・こども課	<ul style="list-style-type: none"> ・ほほえみ相談(ことばや発達の相談)を実施し、支援を要する幼児の早期発見を図る。 ほほえみ相談 1回/月(子育て支援センター「たんぼぼ」、乳幼児健康診査会場) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほほえみ相談(ことばや発達の相談)を実施して、支援を要する幼児の早期発見を行った。 ・保育園・幼稚園と連携して、ことばや発達について乳幼児の相談を受けた場合は、臨床心理士に繋げた。 ・ほほえみ相談(ことばや発達の相談)は、実施回数11回、相談人数48人。 ・乳幼児健康診査時のほほえみ相談人数は、1歳6カ月児健康診査時3人、3歳児健康診査時9人。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携を深めて、定期的に情報交換・情報共有を行い、支援を要する幼児を相談に繋げられるようにする必要がある。 ・乳幼児健康診査や転入時など、ほほえみ相談についての情報提供を行い、ことばや発達について相談しやすい体制を継続する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付や乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問、乳幼児健康診査、転入時などで、ほほえみ相談についての情報提供を徹底して、ことばや発達について相談しやすい体制を継続する。 ・令和2年度よりほほえみ教室(親子発達教室)を開始する。ほほえみ相談の相談者のうち支援が必要とされた児に対しては、教室を案内する。教室では、母子に対して人と関わることの楽しさや社会生活を送る上で必要な技術を教えることで、乳幼児の健全な発達に向けて支援する。
	障がい児の療育支援	◆障がい児保育への補助制度により、障がい児保育を充実します。	健康・こども課	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の保育所が、障がい児保育を実施するために保育士の加配を行う場合に、補助金を交付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の私立保育所が障がい児保育を実施するために必要な保育士の加配に対し、補助金の交付を行った。 若葉保育所・・・対象児童2名 交付額888,000円 芦屋保育園・・・対象児童3名 交付額1,332,000円 緑ヶ丘保育園・・・対象児童2名 交付決定額518,000円 ※公立保育所については、私立保育所に対する補助金相当額を指定管理料に含んでいる。 山鹿保育所・・・対象児童1名 交付決定額703,000円 	◎	<ul style="list-style-type: none"> 保育所から、現在の補助金額では加配に要する経費を賅えないという声が上がっていることから、加配に際し実際に必要とする経費及び適当な補助金額について調査・検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の町内の私立保育所が障がい児保育を実施するために必要な保育士の加配に対し、補助金の交付を行う。

芦屋町障害者計画【R1】評価・【R2】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野4:自立した生活や意思決定支援の推進

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった ー:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R1計画	R1取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R2計画
(4) 障害児に対する支援	障がい児の療育支援	◆臨床心理士が保育所や小中学校を訪問する巡回相談により、児童への助言をはじめ必要な支援を行います。	学校教育係	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園、幼稚園を対象にすくすく発達相談を行い、専門家からの助言を受けることで、必要な支援につなげる。 3回/年 ・小学校、中学校を対象に巡回相談を行い、専門家からの助言を受けることで、必要な支援につなげる。 6回/年 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園、幼稚園を対象にすくすく発達相談を行い、専門家から助言をいただくことで、支援につなげることができた。また、関連機関との情報共有も行った。 令和元年度:3回開催 ・小学校、中学校小を対象に巡回相談を行い、専門家から助言をいただくことで、支援につなげることができた。また、関連機関との情報共有も行った。 令和元年度:6回開催 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な支援がなされるように、今後も巡回相談を継続していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園、幼稚園を対象にすくすく発達相談を行い、専門家からの助言を受けることで、必要な支援につなげる。3回/年 ・小学校、中学校を対象に巡回相談を行い、専門家からの助言を受けることで、必要な支援につなげる。6回/年
		◆関係課による協議の場を設け、支援を要する児童への対応を充実させます。	学校教育係	<ul style="list-style-type: none"> ・三課(学校教育課、健康・こども課、福祉課)情報共有会議を開催し、課題や情報の共有を行うことで対応の充実を図る。3回/年 	<ul style="list-style-type: none"> ・三課(学校教育課、健康・こども課、福祉課)情報共有会議を開催することで、それぞれの部署における課題や情報の共有を行った。 令和元年度3回開催 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・関係部署で情報を共有することで支援を充実させていくことが今後も必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・三課(学校教育課、健康・こども課、福祉課)情報共有会議を開催し、課題や情報の共有を行うことで対応の充実を図る。3回/年

芦屋町障害者計画【R1】評価・【R2】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち
分野5:保健事業の促進

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった ー:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R1計画	R1取組結果・実績(具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R2計画	
(1) 保健サービスの充実	妊婦健診・訪問指導の推進	◆若年妊産婦やハイリスク妊婦への支援のため、妊婦健診を確実に受診するよう指導します。	健康づくり係 健康・こども課	・妊婦健診・妊婦歯科健診の定期受診を電話や面談にて勧めていく。妊婦健診11回以上(推奨利用回数)受診率は93%以上を目標とする。	・妊婦健診の受診率(妊婦健診補助券利用回数を14回中11回以上とする)は、84.6%であった。妊婦歯科健診の受診率は、41.1%であった。 ・電話で妊婦への体調確認を行った。また、その際、妊婦健診や妊婦歯科健診の受診勧奨を行った。妊婦への体調確認(電話・面談)延148件。	○	・妊婦健診、妊婦歯科健診の受診勧奨は、確実に実施することができた。今後も、継続して勧奨していかなければならない。	・妊婦健診の受診率(妊婦健診補助券利用回数を14回中10回以上とする)の目標を、98%以上とする。妊婦歯科健診の受診率の目標を、25%以上とする。 ・妊婦健診・妊婦歯科健診の定期受診を電話や面談にて勧めていく。	
		◆乳幼児全戸訪問を行い、出産後の指導を徹底します。	健康づくり係 健康・こども課	・母子健康手帳交付時から継続して妊婦と関わることで、産後の母子への早期支援の必要性を判断する。 ・今後も医療機関(産婦人科、小児科医)等と連携をとり、母子の継続的な支援を行う。	・出生後、乳児家庭全戸訪問を80人行った。 ・低出生体重児や育児不安のある産婦には、生後2カ月よりも早く訪問に行き、母子の育児支援を行った。母の精神疾患があるなど、必要な場合は継続的に訪問支援を行った。支援件数延21人。	◎	・母子健康手帳交付時や妊娠中の体調確認、妊婦健診の結果を確認することで、産後の母子への早期支援の必要性を判断する必要がある。 ・医療機関(産婦人科医、小児科医)等と連携をとり、出生後は母子保健事業(乳児家庭全戸訪問や養育支援訪問、乳幼児健康診査等)を通して、継続的に母子を支援する必要がある。	・母子健康手帳交付時から継続して妊婦と関わることで、産後の母子への早期支援の必要性を判断する。 ・今後も医療機関(産婦人科、小児科医)等と連携をとり、母子保健事業を通して、母子の継続的な支援を行う。	
	母子健康教育の充実	母子健康サービスの充実	◆保護者等の支援のため、母子手帳交付時の保健指導を充実します。	健康づくり係 健康・こども課	・ハイリスク妊婦には、支援プランを作成し、実施・評価を行う。また、妊婦の個別ニーズに応じた情報提供や相談支援を継続する。 ・今後も医療機関(産婦人科医など)と連携し、早期支援を継続していく。	・ハイリスク妊婦など、手厚い支援を要する妊婦には、支援プランを作成し、実施・評価を行った。また、妊婦の個別ニーズに応じた情報提供や相談支援を行った。支援プラン作成2件。 ・ハイリスク妊婦の支援のために、医療機関との連携を図っている。産業医科大学総合周産期母子医療センターとの連携会議を1回行った。	◎	・今後も支援を必要とする妊婦を把握できる立場にある医療機関(産婦人科医院など)と連携し、早期に支援につなげていくことが必要である。	・ハイリスク妊婦には、支援プランを作成し、実施・評価を行う。また、妊婦の個別ニーズに応じた情報提供や相談支援を継続する。 ・今後も医療機関(産婦人科医など)と連携し、早期支援を継続していく。
			◆両親学級の参加拡大のため、保健指導の機会等に周知を行い参加を促します。	健康づくり係 健康・こども課	・両親学級3回/年、すくすく広場(栄養士講話)は継続して行う。 ・子育て支援センターの日曜開所に伴い、食育・栄養に関する講話を年3回行い母子健康教育の充実を図る。	・両親学級は年3回行い37人の参加があり、助産師などから話を聞くことで出産への不安が和らいだようだった。 ・すくすく広場(栄養講話)は8人の参加があり、子どもの食生活や家族の食生活を見直すきっかけとなっていた。 ・子育て支援センターの日曜開所に伴い、年3回栄養講話と実習を行った。57人の参加があり、みそ玉づくりやさつまいものおやつ作りなど親子で楽しみながら実習を行った。	◎	・様々な情報があふれているので正しい知識の普及が必要である。 ・参加者が興味を持って参加できるような教室運営をしていく。またニーズを把握して必要な支援をしていく。	・両親学級(3回/年)、すくすく広場(栄養士講話)、日曜日開所に伴う栄養講話、実習(4回/年)は継続して行い、母子健康教育の充実を図る。

芦屋町障害者計画【R1】評価・【R2】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野5:保健事業の促進

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R1計画	R1取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R2計画
(1) 保健サービスの充実	健康診査・健康相談の充実	◆障がいにもつながる生活習慣病等の予防や早期発見のため、健診受診率の向上に努めます。	健康づくり係 健康・こども課	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度の目標受診率は36%となっており、目標受診率を達成するために、7月と12月に受診率向上事業を活用した個別通知による勧奨を行い、勧奨後に訪問等で再勧奨を実施する。 平成30年度より開始された医療情報収集事業対象者へ訪問しデータ提供の同意を得ることで受診率向上に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 過去の問診内容や受診頻度から勧奨ハガキを5パターンに分け、7月と1月に個別通知による勧奨と、その後電話勧奨を行った。しかし、2回目の勧奨後に新型コロナウイルス感染症患者が福岡で報告されて以降、勧奨を控えたこともあり集団・個別健診の受診者数は前年度より31人少なかった。 データ提供者への訪問も例年2.3月に実施しているが、福岡で新型コロナウイルス感染症患者が報告されて以降、訪問を控えたこともあり、前年度より7人少なくなっている。 受診率は、34.6%(暫定)と今年度の目標である36%を達成出来なかった。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 特定健診受診率の向上のため、若い世代への勧奨と前年度受診者への勧奨を強化し、リピート率を向上する。 医療情報収集事業やデータ提供者への訪問を頻回にし、受診率を向上する。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度の目標受診率は38%となっており、目標受診率を達成するため、10月と1月に個別通知による勧奨を行い、通知後に訪問や電話等で再勧奨を実施する。また、前年度受診者へ、随時勧奨を行う。 平成30年度から開始された医療情報収集事業対象者へ訪問を行う、また過去に1回でもデータ提供をもらった人へ令和2年度も提供依頼を行う。
		◆健診の結果に応じて特定保健指導を実施し、重症化予防を図ります	健康づくり係 健康・こども課	<ul style="list-style-type: none"> 特定健診の結果、受診勧奨判定値以上の人へ紹介状を発行し、未受診者に対し、受診再勧奨を実施する。紹介状を渡した3か月後を目途に紹介状の返信がない人へ電話やレセプト確認を行い受診の有無を確認する。未受診の場合は、再勧奨を行う。 平成30年度より開始された糖尿病性腎症重症化予防プログラムに沿って、糖尿病の重症化予防に努める。指示書が返送された人に対し、確実に保健指導を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度は紹介状を47名に発行し3月末時点で30人(64%)が医療機関につながっている。また、未受診者については、電話で医療機関の勧奨や令和2年度の健診受診の勧奨を行った。 糖尿病性腎症重症化予防プログラムについては、対象者が19人、そのうち事業への参加に同意した人が11人で、指示書が返送された人へ保健指導・栄養指導を行った。 	○	<ul style="list-style-type: none"> 健診結果が受診勧奨判定値以上の人で医療機関未受診の人を減らすため、勧奨を強化する。 糖尿病性腎症重症化予防プログラムへの同意率の向上。また、対象者に個別健診受診者も加える必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定健診の結果、受診勧奨判定値以上の人へ紹介状を発行し未受診者に対し、受診再勧奨を実施する。また、紹介状を渡した3か月後を目途に紹介状の返信がない人へ電話やレセプト確認を行い受診の有無を確認する。未受診の場合は再勧奨を行う。 糖尿病性腎症重症化予防プログラムを個別健診受診者にも行う。

芦屋町障害者計画【R1】評価・【R2】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野6:行政における配慮の充実

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R1計画	R1取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R2計画
(1) 行政における合理的配慮の推進	合理的配慮の提供	◆職員研修を行い、町職員による障がい者等への差別の解消及び合理的配慮に対する理解を深めます。	障がい者・福祉課 生活支援係	<ul style="list-style-type: none"> ・差別解消法や合理的配慮に関する職員研修会は次回、令和2年度に実施予定(2年に1回開催)。 ・新人職員に、合理的配慮職員対応マニュアルを配布し理解を深める。 ・毎年、職員掲示板に合理的配慮について掲載し周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・差別解消法や合理的配慮に関して、町のホームページへ掲載し周知した。 ・職員に対して、県が発行した合理的配慮のガイドブックを周知し理解を深めた。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も差別解消法や合理的配慮について、各職員の理解を深めていくことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・差別解消法や合理的配慮に関する職員研修会の実施予定。 ・新人職員に、合理的配慮職員対応マニュアルを配布し理解を深める。 ・職員掲示板に合理的配慮について掲載し周知する。
		◆窓口や事業等において、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮の提供を行います。	障がい者・福祉課 生活支援係	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口での相談時などに、筆談用の白板や助聴器を設置し対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口での相談時などに、筆談用の白板や助聴器を設置し対応した。 ・手話奉仕員を庁内に設置した。 <ul style="list-style-type: none"> ・点字プリンター ・点字テブラ ・拡大読書器 ・ポータブルレコーダー 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対して、十分理解を深めることが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口に、筆談用の白板や助聴器を設置し必要時、活用して対応する。

芦屋町障害者計画【R1】評価・【R2】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野7:雇用・就業の支援

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R1計画	R1取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R2計画
(1) 雇用の場の拡大	障がい者雇用の促進	◆民間事業所等に対し、障がい者雇用に関する制度の周知を行い障がい者雇用の促進を図ります。	産業 工 業 観 光 係	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク等と連携し引き続き広報やホームページで障がい者雇用等の情報を掲載し周知する。 ・事業者への周知について、商工会と連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークからのチラシ及びポスターを役場内に掲示及び配架した。 ・県からの障がい者雇用のチラシを、商工会会員へ配布するよう商工会へ依頼した。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用について、引き続き周知を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワーク等と連携し引き続き広報やホームページで障がい者雇用等の情報を掲載し周知する。 ・事業者への周知について、引き続き商工会と連携を図る。
		◆障害者優先調達推進法に基づく障がい者就労施設からの物品等の調達方針により調達目標を定め、受注機会の増大を図り障がい者雇用の促進を図ります。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者優先調達法に基づき物品等の調達を継続して行う。 ・物品等の調達実績をホームページで公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者優先調達法に基づいて平成31年度の障がい者就労施設等からの物品調達方針を町のホームページに掲載し、広く周知に努めた。 H30実績 18件 1,610,579円 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・行政内で働きかけを行い、受注機会を拡大していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者優先調達法に基づき物品等の調達を継続して行う。 ・物品等の調達実績をホームページで公表する。
		◆行政内において、就労の場の提供を検討します。	障がい者・生活支援係 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内で継続して、障がい者就労に関する情報提供に取り組んでいく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内の会議(課長会議)で障がい者の雇用について働きかけた。 ・2年度から町施設に、障がい者による役務の提供が図られることとなった。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・行政内で雇用の場を拡大していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内で継続して、障がい者就労に関する情報提供に取り組んでいく。

芦屋町障害者計画【R1】評価・【R2】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち
分野7:雇用・就業の支援

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R1計画	R1取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R2計画
(2) 総合的な就労支援	職業リハビリテーションの推進	◆就労を希望する障がい者等に対し、障害福祉サービス等により就労の機会を提供し一般就労に向けた支援を行います。	障がい者・生活支援係 福祉課	・就労を希望する障がい者等に対し、障害者就労・生活支援センターや障害福祉サービス(就労移行支援事業所・就労継続支援A・B型の事業所)の利用を案内する。	・一般就労が困難な障がい者に対し相談支援専門員と連携し、障がい福祉サービスを提供することで就労の機会を確保した。 令和元年度の利用者の人数 (令和2年3月末時点) ※カッコ内は平成30年度末支給決定者数 就労移行支援 :6名 (6名) 就労継続支援A型:8名 (5名) 就労継続支援B型:39名 (41名)	◎	・多様な就労の機会が提供できるよう継続して支援し、就労へつなげていく必要がある。	・就労を希望する障がい者等に対し、障害者就労・生活支援センターや障害福祉サービス(就労移行支援事業所・就労継続支援A・B型の事業所)の利用を案内する。
		◆事業所や障害者就業・生活支援センターと連携し総合的な就労支援を行います。	障がい者生活支援係 福祉課	・就労を希望する障がい者に対し、対象者に適した福祉サービスの提供や障害者就業・生活支援センター、職業訓練校等の情報を提供する。 ・障がい者就業・生活支援センターの連携会議に参加し、事例を学ぶことによって就業支援につなげる。	・就労を希望する障がい者等に意向を確認し、必要時、障害者就業・生活支援センターや事業所の案内を行った。 ・障がい者就業・生活支援センターの業務連絡会議へ業務の調整がつかず参加できなかった。	○	・障がい者就業支援において、関連機関との連携を図り就労へつなげていく必要がある。	・就労を希望する障がい者に対し、対象者に適した福祉サービスの提供や障害者就業・生活支援センター、職業訓練校等の情報を提供する。 ・障がい者就業・生活支援センターの業務連絡会議へ参加し就労への様々な情報を共有することで、就労支援へ活かす。
		◆広報紙で職業訓練等の周知を行います	産業工観光係	・職業訓練生の募集等、就労に関する情報を継続して窓口での提示やホームページ、広報あしやで周知する。	・広報あしやに就労に関する記事を掲載し周知した。 8/1号 福岡障害者職業能力開発校訓練生募集(ホームページにも掲載) 12/1号 福岡県ITサポート養成講習会 ・窓口に就労募集パンフレットを配架した。	◎	・就労に関する情報提供を継続していく必要がある。	・職業訓練生の募集等、就労に関する情報を継続して窓口での提示やホームページ、広報あしやで周知する。

芦屋町障害者計画【R1】評価・【R2】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野8:教育の振興

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R1計画	R1取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R2計画
(1) 福祉教育の充実	小・中学校における福祉教育等の推進	◆小・中学校において障がいについて学ぶ機会を設け、児童・生徒の障がい者理解を深めます。	学校教育課	・各学校における特別支援学級や通級指導教室の啓発を継続し児童・生徒や保護者への理解を深める。	・児童・生徒及び保護者に対し、特別支援コーディネーターが特別支援学級や通級指導教室に関する説明(啓発)を行った。	◎	・対象者が毎年変わるため、継続して啓発を行っていくことが必要である。	・各学校における特別支援学級や通級指導教室の啓発を継続し児童・生徒や保護者への理解を深める。
(2) 教育相談の充実	教育相談	◆教育相談会を実施し、支援を要する児童・生徒の教育的支援や就学指導及び進路指導を行います。	学校教育課	・発達や成長が気になる子ども及びその保護者を対象に、小児科医師や臨床心理士等が面談を行い、指導や助言を行う教育相談を実施する。(7月予定)	・7月に発達や成長が気になる子ども及び保護者を対象に、小児科医師や臨床心理士等が面談を行い、指導や助言を行う教育相談を実施した。	◎	・支援が必要な児童や生徒に対し、専門的知見からの指導、助言を行う教育相談を継続して行っていくことが必要である。	発達や成長が気になる子ども及びその保護者を対象に、小児科医師や臨床心理士等が面談を行い、指導や助言を行う教育相談を実施する。(8月予定)
(3) 特別支援教育の充実	特別支援教育の充実	◆芦屋町特別支援教育連携協議会において、支援を要する児童・生徒に対し将来を見据えた円滑な支援がなされるよう協議を行います。	学校教育課	・芦屋町特別支援連絡協議会を開催することで、関係各所との情報共有を図るとともに、継続した支援がなされるよう連携強化を図る。2回/年	・保・幼・小・中だけでなく、学識経験者や特別支援学校教諭、保護者等を招聘し芦屋町特別支援教育連携協議会を開催した。これにより、情報共有を図ると共に、継続した支援がなされるよう連携強化を図った。令和元年度:2回開催	◎	・支援を要する児童・生徒に必要な支援がなされるよう、関係者との情報共有を継続していくことが必要である。	・芦屋町特別支援連絡協議会を開催することで、関係各所との情報共有を図るとともに、継続した支援がなされるよう連携強化を図る。2回/年
		◆「あしやすくすくファイル」の活用や個別の指導計画、教育支援計画により適切な指導及び必要な支援を行います。	学校教育課	・就学前健診の際に「すくすくファイル」を持って来てもらうため、継続した活用を呼びかける。 ・各学校において、個別の指導計画・教育支援計画の更新を行う。	・就学前健診の際に「すくすくファイル」を活用した、学校職員と就学児及び保護者の面談を実施した。その際、紛失や未記入者に対する記載を呼び掛けた。 ・各学校において、個別の指導計画・教育支援計画の更新を行った。	◎	・「あしやすくすくファイル」の活用、利用促進について継続して啓発していくことが必要である。	・就学児健診の際に「すくすくファイル」を活用し、学校教員と就学児及び保護者の面談を行う。その中で、子どもの気になる点などを確認し、早期支援につなげる。 ・各学校において、個別の指導計画・教育支援計画の更新を行う。

芦屋町障害者計画【R1】評価・【R2】計画表

◆基本理念:いきいきと暮らせる 笑顔のまち

分野9:社会活動の推進

◎:計画を達成した ○:概ね計画を達成した △:計画どおりに実施できなかった -:本年度は計画はなかった

基本方針	施策	施策の内容	所管課(係)	R1計画	R1取組結果・実績 (具体的に記載すること)	評価	今後の課題等	R2計画
(1) 交流活動の促進	レクリエーション活動の充実	◆障がい者レクスポ大会等のレクリエーション活動を通じて、障がい者との交流を図り障がい者の社会参加を促進します。	生涯学習係	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者レクスポ大会を開催する。参加団体に意見を聴きニーズを汲み取りながら、競技内容等を少しずつ創意工夫して実施する。 総合運動公園の障がいのある方の使用料減免について周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者レクスポ大会開催のため関係団体を招集して会議を行い、令和2年3月22日(日)に開催することとしていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止した。 総合運動公園の障がいがある方の使用料免除は周知していない。(町長の手紙にて問い合わせがあり、質問者には回答した。) 	△	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度の障がい者レクスポ大会の開催日程を、関係団体と協議の上決定する。 総合運動公園使用料割引制度を周知する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度の障がい者レクスポ大会の開催日程を検討するため、関係団体を招集して、調整会議を行う。 広報あしやで障がい者レクスポ大会について周知する。 特別支援学級へ障がい者レクスポ大会の開催通知を行う。 総合運動公園使用料割引制度を、町のホームページ、福祉課が発行している「福祉のしおり」、広報あしや(町の広報紙)に掲載する
(2) 各種団体の支援	ボランティアの育成	◆手話奉仕員養成講座により、地域におけるボランティアの担い手を育成します。	障がい者・福祉課 生活支援係	<ul style="list-style-type: none"> 1市4町合同で手話奉仕員養成講座を開催し、手話奉仕員を養成する。 手話奉仕員養成講座(入門編)開催 期間:6/26~11/27 20回 場所:中間市中央公民館 広報で手話講座開催について周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> 遠賀・中間1市4町合同で手話奉仕員養成講座(入門編)20回を開催した。 6/26~12/4 中間市中央公民館 芦屋町手話奉仕員養成講座修了者2名 	◎	<ul style="list-style-type: none"> 地域で活動するボランティア育成を継続して行っていくことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 1市4町合同で手話奉仕員養成講座(基礎編)開催予定であったが、コロナ感染拡大防止のため、令和2年度は中止。
	障がい者団体等の活動支援	◆障がい者団体等の活動推進のため、団体の広報活動や団体間の連携を支援します。	障がい者・福祉課 生活支援係	<ul style="list-style-type: none"> 要請に応じ、広報あしややホームページで障がい者団体の活動等について周知する。 広報掲載時、活動の内容が把握しやすいように、文字だけでなく活動状況の写真も一緒に掲載して周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> 要請に応じ、広報あしややホームページで障がい者団体の活動や募集について周知した。 *福岡県身体障がい者体育大会(博多の森陸上競技場) 5月 福岡県障がい者スポーツ協会 *福岡県肢体不自由児療育キャンプ事業 7月 福岡県肢体不自由児協会 *精神障害などを家族にもつ家族による家族学習会 8月 はまゆう家族会 窓口に団体紹介のチラシを配架した。 	◎	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者団体と連携し団体への加入を継続して支援していくことが必要である。 実際の活動の内容が把握しやすいような周知方法について検討が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 要請に応じ、広報あしややホームページで障がい者団体の活動等について周知する。 広報掲載時、活動の内容が把握しやすいように、文字だけでなく活動状況の写真も一緒に掲載して周知する。
		◆障がい者団体等が行う事業について自発的活動支援事業に基づき助成を行い、団体活動を支援します。	障がい者・福祉課 生活支援係	<ul style="list-style-type: none"> 芦屋町障がい者等自発的活動支援事業について継続して周知をする。 自発的活動支援事業に基づき、障がい者活動団体へ補助金を交付する。 	<ul style="list-style-type: none"> 自発的活動支援事業について障がい者団体へ、チラシを配布し周知した。 芦屋町障がい者等自発的活動支援事業補助金交付実績 交付団体 1団体 事業内容 ◇障がい者の健康増進、交流及び障がい者へのスポーツ普及事業 	◎	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の自発的な活動を充実させるために制度の周知を図っていくことが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 芦屋町障がい者等自発的活動支援事業について継続して周知をする。 自発的活動支援事業に基づき、障がい者活動団体へ補助金を交付する。